

## 答申第241号（諮問第250号）

「知的財産は蓄積すればするほど価値が高まるもので、一般県民（以下甲という）が憲法で保障された良心の自由に基き相談という形で群馬県警施設に電話や来訪して、群馬県警の知的財産の価値を高めることに協力しようとしているに、対応した群馬県警職員が甲の話を知りたくないとだけで、前述の協力を拒否してもいい・又は拒否しなくてはならない、という内容」の公文書不存決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会  
第二部会

## 第1 審査会の結論

群馬県警察本部長が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、令和3年11月19日付けで、「知的財産は蓄積すればするほど価値が高まるもので、一般県民（以下甲という）が憲法で保障された良心の自由に基き相談という形で群馬県警施設に電話や来訪して、群馬県警の知的財産の価値を高めることに協力しようとしているに、対応した群馬県警職員が甲の話を聞きたくないというだけで、前述の協力を拒否してもいい・又は拒否しなくてはならない、という内容」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書について存在しないことを確認し、令和3年12月1日付けで公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求のあった公文書については、作成も取得もしていないため

### 3 審査請求

請求人は、実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、本件処分を不服として令和3年12月14日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を請求人に送付した。

### 5 口頭意見陳述の実施

諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、令和4年5月12日、口頭意見陳述を実施した。

### 6 諮問

諮問庁は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和4年6月10日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）について諮問を行った。

### 第3 争点

本件請求に係る公文書が存在するか否か。

### 第4 当事者の主張

#### 1 請求人の主張要旨

##### (1) 審査請求の趣旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。

##### (2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

#### ア 審査請求書における主張要旨

原処分は職権濫用・怠業・行政不服審査法違反・警察法違反・憲法違反・判例違反・内規違反を隠蔽するものである。

#### イ 口頭意見陳述における主張要旨

(ア) 令和3年11月18日の当直員は、職権濫用、憲法違反、内規違反を行い、憲法で保障された私の正当な業務の妨害を行った。最高裁大法廷の判例でも、人権を抑圧してくる公務員を侮辱、罵倒、非難することは合憲であると認められている。当直員に憲法の英文での原文を読んだことがあるか聞き、コンパニオンという言葉が出てくるが、コンパニオンというのは奉仕者という意味だと説明してやっているのに、当直員は、公的と一般的な意味の違いなどと言っていたが、そんなことはどうでもよい。法律の知識がない。話を聞かない等の事実がある以上、請求文書があるはずだ。憲法を正しく理解していれば私の言っていることがインチキではなく、正しいことだと分かるはずだ。

(イ) 衛星放送を移動中も見られる装置があることを知っているか。指向性が高く、見られる技術がある。特急ひたちにその装置があるが知っているか。知ることができないのでは、選択することができない。アメリカは、日本の衛星放送は失敗だったと言っている。だからアメリカはデジタルなんだ。日本もデジタル放送はあるが。

(ウ) 話を聞いてもらえないため良心の自由を侵害されている。知ることができなければ、選択できないだろう。衛星放送のことも、メーカーも知らないだろう。要するに、知らないから選択する機会がない。特急ひたちすら知らない。処分庁が現に拒否している。人が話をしている最中に色々話を

聞いてくる。処分庁がこれでは、請求文書があるだろう。処分庁の人が無知すぎる。

## 2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、おおむね以下のとおりである。

### (1) 決定の理由

ア 実施機関では、請求人が求めている文書を「実施機関の職員が、一般人からの相談に対して、話を聞きたくないという理由で当該相談を受理しないことを是認する内容が記載されている公文書」と認めた。

イ 実施機関では、相談業務に関する規程として、群馬県警察相談業務に関する訓令（平成12年本部訓令甲第17号。以下「本件訓令」という。）を定めている。本件訓令の第3条は、「相談業務の基本」に関する規定であり、同条第1項には「職員は、県民からの相談等の申し出があったときは、県民の立場に立ち、親切・丁寧を旨として、これを受理しなければならない。」と規定されている。

なお、本件訓令に基づき取り扱う「相談等」とは、犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穏に係る相談や苦情、要望等であり、他機関の所管に属するものも含む、と定義されている。

そのため、実施機関において、職員が一般人からの相談に対して、話を聞きたくないという理由で当該相談を受理しないことを是認する内容の公文書を作成も取得もしていないことは明白である。

よって、実施機関は、本件処分を行ったものである。

### (2) 請求人の主張に対する検討

請求人は、本件審査請求において、「原処分は職権濫用・怠業・行政不服審査法違反・警察法違反・憲法違反・判例違反・内規違反を隠蔽するものである」、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。」旨を主張する。

しかし、実施機関では、前述のとおり、請求内容に該当する公文書を作成も取得もしていないため、本件処分を行ったものであり、職権濫用や法令違反等を隠蔽するために行ったものではない。

したがって、該当する公文書の存在を前提とした、請求人の前記主張は容認できない。

請求人によるその余の主張についても、本件処分を取り消し又は変更させるものではない。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点（本件請求に係る公文書の存否について）

(1) 請求人は、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ」と主張

している。一方、実施機関は、本件訓令の規定に照らし、本件請求を内容とする公文書を作成も取得もすることはないと主張しており、公文書の存否の判断について主張が異なる。そこで、本件請求に係る公文書が実施機関において存在するか否か検討する。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

- (2) 本件請求の記載内容から実施機関において「実施機関の職員が、一般人からの相談等に対して、話を聞きたくないという理由で当該相談を受理しないことを是認する内容が記載されている公文書」を求めていると解したことは妥当である。
- (3) 実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受け、同法第32条により、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負う。
- (4) 審査会において本件訓令を確認したところ、第2条第2号において相談業務の定義を「警察安全相談、苦情、要望等（他機関の所管に属する相談を含む。以下「相談等」という。）に係る事務処理（受理、処理等をいう。以下同じ。）を行うことをいう。」としており、同令第3条第1項では「職員は、県民から相談等の申し出があったときは、県民の立場に立ち、親切・丁寧を旨として、これを受理しなければならない。」と規定されていることが認められた。
- (5) これらの規定により、地方公務員である実施機関の職員は、法令等を遵守すべき義務を負い、県民から相談等の申し出があった際は本件訓令を遵守して対応すべき義務を負っている。係る義務に反し、県民を含む一般人からの相談等に対して、話を聞きたくないという理由で当該相談を受理しないことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。このことから、本件請求に係る公文書は作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。
- (6) したがって、本件請求に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

## 2 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張にとどまるものであり、本審査会の判断を左右するものではない。

## 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

## 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年 6月10日	諮問
令和4年 9月 7日 (第93回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和5年 4月25日 (第95回 第二部会)	審議
令和5年12月 6日	答申